

【相談窓口】

- ・ 建築基準法令の規定に関すること

神戸市住宅都市局 建築指導部 建築安全課 電話 322-6408

- ・ 調査などに応じる専門家に関すること

一般社団法人兵庫県建築士事務所協会 神戸支部 電話 241-2648

(注) 専門家に調査等を依頼する場合、業務の内容や、かかる費用については、あらかじめお互いに協議を行い、合意のうえ行うようにしてください。

※点検票様式（修正版）は、以下の場所からダウンロードしてください。

【神戸ケアネット（神戸市介護保険のページ）】

http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/shisetsu/kinkyuu_tenken_taiou.html

※このたびの再調査は、あくまでも自己点検をお願いするものであり、点検結果や判定結果の報告は不要です。

担当：神戸市 保健福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課 施設整備係

電話 322-5226

介護指導課 指定係

電話 322-6771